

住民と議会をつなぐ

議会だより

令和8年 第1回3月 定例会

2026年
第69号



ウーグ浜から見える朝日

目次

■一般質問.....	2
■議決結果賛否一覧表・議会の動き	20

令和8年

発行:栗国村議会
編集:議会広報調査特別委員会
〒901-3792
沖縄県島尻郡栗国村字東483番地
電話(098) 988-2222
FAX(098) 988-2281

※質問・答弁は要約して掲載しています。

令和8年3月定例会



照喜名 英雄 議員

1・審議途中での弁護士を通じて訴訟も辞さないとの発言。

Q 質問

令和7年12月18日定例会会議中に反対意見を述べている議員に対して、名誉棄損などと称して弁護士を通じて訴訟も辞さないとの発言は村民への恫喝とも取れる。審議に影響をもたらし行為と思うが、行政機関たる者が弁護士を引き合いに出すことは適切とは思えませんが、今後村長はその意にそぐわないものについては、そ

のように行い、発言するのですか。

A 答弁 上原一宏 村長

コンプライアンス違反と適切でないことについては、今後とも弁護士に相談をすべきだとは考えております。

Q 質問

コンプライアンスということで、法令遵守という言葉をを用いておりますが、議会の運営は議長が行っているもので、議長におかれても、そのようなものがあつた場合、議長から制止するなり、議会を中断させて、正常化にもたすような注意発言等もされてもよいかと存じます。議会と執行部がこういう対立に持つていくこと自体がともよい状態とは思えま

せんので、このままずっといくと、お互いが対抗意識を持つような、それでは何の意味もありませんので、その辺も含めて、議長にもそのところお願いしたいと思ひます。弁護士を今後もずっと考えていくというところでございますので、それはご自由ですので、どうぞ。

2・老人ホームの存続と支援について。

Q 質問

老人ホームは入居定数30人であるが、現在24人、令和8年3月9日現在では、なお定数は下がっていると同つておりますが、この調査をしたときでは24名でした。勤務職員数の定数を補足できる数に満たしておらず、定数を満たすために職員数の補充は必要不可欠であります。その資金の工面する財源がない状態である。令和7年度

は設備投資基金を充填している。地域福祉基金により、運転資金の助成、無利子貸付を行うことを提案するが、どのような方針、施策があるか。

A 答弁 山城義之 副村長

栗国村地域福祉基金条例及び施行規則にのっとり運用していききたいと思つております。

3・製糖工場宿舍の指定管理（JAとの協議）

Q 質問

地域福祉基金の運用とということでございますが、運転資金の助成等が無利子貸付けという提案を質問の中で表示しておりますけれども、そういうことをされるということでしょうか。

A 答弁 山城義之 副村長

条例等にとつとり、これがさうかどうか、また老

人ホームの財政状況も私たちまだ見ていないものですから、どういう形態なのか分かりませんので、こういったのを精査して、そしてまた理事もおりますので、理事の皆様も責任等がございますので、そういったのも見て話し合つていきたいと思つております。

Q 質問

その人も経験をいろいろ持つておられると思ひますので、ぜひともそこら辺は酌み取つていただいて、老人ホームに入居者が30名いないと、職員も増やせない。職員もいないと今度は老人ホームの皆さんも介護することでもきかないという悪循環になりかねないので、その辺をうまくするにもやはりお金が必要な部分もありますので、ぜひともしてください。今後の地域福祉基金

の積立てを増額していくような考え方はお持ちでしょうか。

A 答弁 山城義之

副村長

余裕があれば、そういった基金を積んでいきたいと思いますが、若干、今のところ余裕がないように見えますので、すぐにできるという答弁はいたしかねます。

Q 質問

地方財政法第7条にお

いても、繰越金の一部をどうのこうのという規定もございします。今、副村長から年に1,000万円は

積み立ててやりたいという目標は、やりたいという意見があれば、大変拍手ものだったと思うんですけども、この場を借りまして、毎年1,000万円を目標に積み立てていただいて、今後高齢化が進んでいきます栗国島ですの

で、必要な資金を今から積み立てていくという方向性を持っていただければと存じます。

3 栗国村の振興策について。

Q 質問

令和8年度は村長就任

2年度が過ぎるが、今任期中に栗国村の振興策があるのかないのか、村民に披露していただきたい。

イ、農業、水産業、観光

の振興。

ロ、医療、高齢者、障がい者の支援の充実。

ハ、子育て支援、教育の充実。

ニ、伝統文化の充実。

ホ、消防、防災の充実。

ヘ、インフラ整備の充実。

ト、住民とともに歩む

(役場)づくり

A 答弁 上原一宏 村長

施政方針の中でも申し上げましたが、本村の振興となる第4次栗国村総合

計画、後期計画及び第3期

栗国村まち・ひと・しごと

総合戦略が今月中に完成

予定になっております。照

喜名議員から披露してい

ただきたいとございまし

た農業・水産・観光振興な

どにつきましては、後期計

画が完成次第、議員の皆様

に配布するとともに、村の

ホームページに掲載して、

村民に公開してまいりま

す。また概要版を村内各世

帯に配布する予定として

おります。

4 議会会議録議会だよりについて。

Q 質問

①栗国村議会において、

議事録の作成、議会だよ

り、広報活動の停滞などの

原因は印刷業者との契約

の未締結などがある。令和

4年9月から議員任期中、

事務局長人事が3名とい

う異常事態であります。村

民に知らせるべく議会議

事録、議会広報の未発行問

題、契約不履行による企業

への負担、栗国村の名誉

に関わることでないでし

ょうか。善処を求めるが

いかがでしょうか。

A 答弁 上原一宏 村長

議会事務局の人事異動

につきましては、2回の人

事異動で3名ということ

であります。適材適所に

人事異動を行っているこ

ろでございします。また議

会広報の発行につきまし

ては、議員の広報委員会の

皆さんと事務局で対応し

て、人事異動とは関係ない

と考えております。

Q 質問

執行部と議会では別組

織でありますので、実際に

は人事異動、人事権は村長

にあるわけで、この3年度

内のうちで、事務局長が3

人も代わるといふような

ことは、北海道から沖縄ま

でどこの市町村もそうい

うことはないと思います。

議会広報についての、議会

だよりについての業者と

の契約、これまでは栗国村

長と業者の間で契約は今

どのような状況になって

いるのか、契約されている

のか。まだされていないの

か。今月になって、去年の

3月定例会の議会だより

が発行された。丸1年遅れ

のような状況になってお

ります。

A 答弁 山城義之

副村長

まだ議会事務局からは決裁等は回っておりませんが、聞いたところよ

と、起案までして、あと議

長決裁をもらって、うちの

ほうに回される。うちのほ

うは執行部のほうは予算

の支出だけの決裁です。

Q 質問

財政の話をされとけばよろしいかと思ひます。去る令和7年3月分の議会



※質問・答弁は要約して掲載しています。

だよりは、多分平成6年度の予算の範疇でできたものですよね、令和7年3月ですから、令和6年度事業ということになるわけです。ですから令和7年度の議会だよりは、どのように、どの予算からどういうふうになってくるんでしょうか。その執行の在り方、そして令和7年中の議会だよりの発行も予定が来ると思うんですけれども、要は何年度の事業の中であって、何年度中の議会だよりであって、何年度のお金で支払いをするのかということをお伺いします。

A 答弁 山城義之

副村長

まだ決裁が回っておりませんので、令和7年度分は令和7年度分の予算で執行していきたいとおもっております。これが議会だよりが何回分なのか、

ちよつとまだ見ておりませんので、お答えできませんが、3月までに終わるんでしたら来る令和7年度の予算に流したいと思えます。

Q 質問

議会だよりも令和7年度中は全く発行されていませんので、令和7年6月、9月、12月、そして今議会4回、4冊分が議会だよりが一切発行されていない状況ですので、いわゆる皆さんのテクニクを示すところの出納整理期間も4月、5月とありますけれども、そこ作業がどのようになるのかもあるんですけれども、それも含ままして、議会事務局のほうにも予算の資金繰りといいますが、予算繰りをご指導いただければと存じます。これも施政方針の中にありましたとおり、行政改革、施政方針の最後の

ほうにもありましたとおり、改革意識を持つて村長は進めるということでございます。いましたので、施政方針の一番最後の9ページに書かれておりますので、この議会だよりも、議会は議会、議会はお前たち議員のものだろうということではございません、これは。この発行するにも村長名での契約というものが出てきます、ぜひとも執行部のほうでも協力方よろしくお願いしたいと思えます。

Q 質問

5・船舶事業港内うねりで欠航するフェリーについて。

①令和8年1月港内うねりでフェリーの欠航が発生した。港内うねりの原因は南風による風波により栗国港に押し寄せた波を消滅させることができない構造上の問題にあり

ます。平成22年に栗国村行政に提案しましたが、再度質問を通して提案いたしますので、欠航のない事業を進めていただきたい。提案として、北漁港を拡大して、フェリーの出入港を実現して南風の影響を受けない運航をすることについて。

A 答弁 上原一宏 村長

栗国港内の静穏性向上に向けた早期の改修工事の完成を再三県のほうにお願いしているところでございます。北漁港は所管が農林土木事務所、農林水産省の管轄であり、また漁港のフェリーが入港できるように工事の改修というのは、費用対効果とかいろいろあって、厳しい状況ではあると思います。話合ひの中では、北漁港とかも利用できるかということなどを話したりはしておりますが、ちよつと現実

Q 質問

性がないので港湾の整備を早めに進めて、どれぐらい静穏性が保てるか、工事の進捗を早めにお願ひしいつて後、またどういふふうに対応するか考えていきたいと考えております。

先ほどの栗国村の振興策という部分に対する村長の熱意がないというご答弁です。交通機関の整備というのは、村の振興策の第一義です。船が欠航した。このとき観光客の方もおりました。1月という北風の時期に南風の港内うねりで、南風の船が欠航したと。整備する上において、費用対効果について現実性がないという考え方で、非常に消極的な考え方だと思ひました。便利であれば、これにひもついてくる観光振興とか、そういったものに全部ひもついて

きます。交通機関が悪いのが一番振興策のネックになってくるのは当然です。これは時間をかけてでも整備をしていくというところが一番大事です。平成22年にこの件につきまして、元総合事務局の総務運航課長をされていました課長と沖縄県の離島海運振興株式会社業務課長、栗国はしよちゅう欠航が多いと。港内うねりが多いということ、栗国まで来られて、栗国島をいろいろ探索されて、北漁港を案内したところ、ここをしゅんせつして、十分フリーが回転できる。しゅんせつして、ここにすれば港内うねりはなくなるだろう。港内うねりで欠航するということがなくなるだろうというご意見をいただきました。現実性がないという消極的な考え方ではなく、積極的な考え方を持たれ

て、交通機関の整備を図っていただきたい。せっかくこれだけ大きい船を造って、欠航もされた。多くの利用者、村民を含め、観光で見える方、そういうふうな方からそういう口は出ております。いつまでたっても栗国島は何も発展がないと。もしこういうものに着手していれば、栗国島は考えているんだということであって、土曜日に全国放送のテレビがありましたけれども、ネックになっているのはやはり交通機関ではないかという感じも受けました。パン屋と観光協会の皆さんが頭を突き合わせていろいろな話をしているようなテレビ放映が全国放送されておりましたけれども、積極的に動いていただきたいと思えます。今の国政の時期だからこそ、農林水産省と国土

交通省、縦割り行政ではなくて、その中をつないでいく村長の手腕を見せていただきたいと存じます。まずは北漁港のものについて、まずは窓口である沖縄県のほうへ相談をされたことがありますでしょうか。

A 答弁 上原一宏 村長
漁港の改修については相談はしておりません。

今のところ港湾のほうの工事の進捗を進めている状況であり、北漁港の改修については話はしております。

6・財産運用の貸付収入について。

Q 質問

①土地家屋貸付収入
天然塩加工施設使用料
185万7,000円の引き続き徴収する行為を行うのか、栗国村が負担した沖縄振興資金借入分の金額、事業費の一般負担

分の合計金額と30年間の徴収した使用料との差額はあるのか、その金額を伺います。

A 答弁 上原一宏 村長

沖縄振興資金借入金
は5,590万円で、一般財源は627万円の合計6,217万円となっております。年額185万7,000円ですと、約33年で支払期間が終わります。平成9年度に完成、平成10年度から供用開始していたかと思いますが、平成10年度から支払っていただければ……。失礼しました。平成18年度から支払っていただければ、令和21年度まで支払う必要があると思います。施設も老朽化し、改修する必要も出てきますので、将来的には施設の払下げも検討していきたいと考えております。

7・村神行事と区長委託について。

Q 質問

①区長行政委託要綱、文化財保護条例に規定されている行事に区長があげられている。また神事を執り行うノロ（祝女）の行事に参加される根拠がない状態で村行事が、これまで行われてきた。村予算も執行されている。執り行う管理部署の明確化もない。制定する必要があると思えます。次の時期の行事開催までに制定を求めます。

A 答弁 上原一宏 村長

これまで要綱に細かくやっていなくて、これまでの区長の業務として、伝統行事とか、（聴取不能）といっても伝統行事になるのか、そういったのを慣習的に区長が行ってきた。今回要綱が細かくないものですから、区長の業務の要綱を見直し、改正し、細かく要綱のほうを改正していきたいと考えてお

※質問・答弁は要約して掲載しています。

ります。例えば地域支援とか、これまでやってきたことを明文化していきたいと考えております。

Q 質問

今、村長が区長の委託業務要綱等の見直しを行うということになるんですけれども、実際、島の初拌みから、大きい行事のヤガンウユミというものがあって、最後シリガフーの拌みまであるんですけれども、それを行うにおいても、区長さんたちが案内役になって、ノロの皆さんと随行しながら、そういった行事が進んでいくと思うんですけれども、その中にはやはり手元というのが必要になって、急に雇い入れて進めるものもあると思いますし、また去年もお伺いしましたけれども、途中で喉が渴けば水も買うと。勝手に買っては困ると、役所を通してからでな

いと、そういったものも買わないでくださいというのが去年の議会でもそういう話をした覚えがあります。ですから、そういった部分でもやはり執行部、役場職員が随行しないといけない部分も出てくると思います。いろいろな面で役場のほうから応援が必要かと思えますけれども、その辺の部分をしていただきたいと思えます。そして文化財保護条例の中に、第2条でしたか、第3条のほうに文化財の中に「信仰」という二文字があるんです。これについて教育長のほうからお考えをいただければと思います。よろしく願います。この条例の中に信仰という二文字があるんです。これについてどのようなようにお考えになりますかと。

A 答弁 新城達也

教育総務課長

第2条の中で、衣食住、生業、信仰で、年中行事等に関する風俗習慣及びこれらに用いるということとこの「信仰」ということでよろしいですか。その信仰について、解釈的には広いかと思われるんですけれども、先祖信仰のことだと解釈しております。



小橋川 聡 議員

1. 公約について。

Q 質問

村長就任2度目の当初予算だが公約で掲げた村民が安心して暮らせる環境づくりや、福祉や教育、子育て、雇用の場、産業基盤の整備、一周線の整備、人口減少の歯止めなど、たくさんの公約を掲げたが令和8年度予算の中で公

約を実現する事業はあるのか。

2. 第一航空との運航計画について。

Q 質問

第一航空との運航計画はどのように決定しているか。

A 答弁 上原一宏村長

公約を掲げた令和8年度の予算につきましては、先ほど申し上げました施政方針と重複しますが、各課の主な事業を説明します。総務課では、離島航空路チャーター運航支援事業や地域公共交通事業を計上しております。民生課では、今年度から1か月健診料の補助、5歳児健診の導入、がん検診二次精査渡航費の補助、高齢者、障がい者の居場所づくりを社会協へ委託する地域福祉事業を行います。安心して暮らせる環境づくりとして、一括交付金を活用し、環境

保全事業として、ハブ対策に加え、野良猫の不妊去勢手術を行います。経済課では、産業基盤の整備については、令和8年度栗国村簡易水道配水管布設工事、直営工事による遊歩道の撤去工事、村道四志線ほか、舗装工事、農道舗装、改修

工事を予定しております。畜産農家の支援のために和牛改良支援事業、和牛出荷支援事業を計上しております。また一周線の用地交渉を進めていくための旅費などを計上しております。教育委員会では、幼稚園の保育料、給食費の無償化の継続並びに英検等の各種検定料を無償化、児童生徒事業、国際交流支援事業、離島高校生就学支援補助金などの事業を計上しております。船舶では、栗国村自動車航送運賃低減化事業や沖縄県離島住民等コスト負担軽減事

業などを計上しております。1の質問については以上でございます。

次、2の質問についてでございます。通常の運航であれば第一航空が運航計画を策定し、大阪航空局の許可に伴い運航日を決定しております。フェリーのドック日が決まった場合は、事前に第一航空へフェリードック期間中は飛行機の点検等が重ならないように調整しているところでございます。

Q 質問

村長は公約を掲げた中で、事業もされていると思いますが、2ページ目の医療、本島で通院・治療される方の経済負担を軽減するためにフェリーの往復運賃助成制度拡充の模索を図りとありますが、これは6ページの上を見たら、ここでは宿泊費も見るとなっています。このあた

り模索するのではなく、もうやるようになってるんだから、ちゃんと事業をやっているのに、あそこではまだ模索するみたいなことを言つて、ここでは事業をやっている。これはがん患者とか、重い難病の方だけの宿泊を見るのか、次の方は見ないのか。

A 答弁 上原美雅子

民生課長

模索というところは、現在離島患者支援事業につきましては、県のほうが支援を拡充するということです。がん、難病、不妊治療については村が単独で行ってまいりました。あと宿泊費も今7,000円まで県が上限を上げるということになっていきますので、それを見込んで、それでも不足する。支援はないかということで、模索という言葉が出ておりますが、今、検討しているところ

ろ、4月から開始したいのは、がん検診で二次精査がある方へも渡航費と宿泊費を補助するというところで、村単独で拡充するという意味での模索ということでございます。

Q 質問

村民に分かりやすく、いい事業なので、ぜひこれは行つてください。それと難病とか書かれているので、一人で行けない方がいますよね、付き添いが必要な方。もし付き添いの方も補助ができるのであれば、そういうところも模索してほしいんですけれども、どうでしょうか。

A 答弁 上原美雅子

民生課長

付き添いが決められているものもございますので、一人で難しいものについて、付き添いも認められております。

Q 質問

村民に分かりやすくしたほうがいいと思います。

たほうがいいと思います。宣伝不足かと感じます。それともう1点、公約について、去年高校生の引越

し費用が予算であったと思うんですけども、村長、これは公約で抜けているのか、令和7年度はあつて、令和8年度はないのか。

A 答弁 新城達也

教育総務課長

次年度も引き続きあります。抜けているだけです。申し訳ございません。

Q 質問

せっかくいい事業なので、抜けているではなくて、ちゃんと入れてください。公約を掲げて、実現するのは難しいと思いますが、一個一個、村長ぜひやっていただかないと。そこで第3条の散水車のリース事業、もうそろそろ買い取りの方向でいいないと、今現在ないですよ

ね、水をかけようと思つてもかけられないですよ。

1台はリース、1台は買い取る方向で、そういう考えはどうでしょうか。

A 答弁 上原一宏村長

今リースに関しましては、維持管理費が村でできるかも含めて、何が安くつくかも検討しながら進めていければと思います。

Q 質問

1点目ですが、村長が離島であるがゆえに、不利性の克服に努めますという答弁をもらいましたので、これは全体を見据えて、本当に今、人口がどんどん減っていく。去る卒業式で子供も50何名か、47名か、大分少なくなっていますので、本当に安心して稼げるでしょう、安心して暮らせる、出産できる。村長が施政方針で言っているので、ぜひこれは努めてください。それと先ほどから



※質問・答弁は要約して掲載しています。

Q 質問

いい施政方針なのに抜けているとか、そういうのもちゃんとチェックして、ちゃんと入れてください。それと2点目です。第一航空の運航について、運航計画がどのように決定しているのかと言ったら、第一航空が運航を決めている、去年の9月、約1か月間休んでいます。島の行事が、お盆があるにもかかわらず、運航がない。村からこのときは飛ばしてくれという相談はできないんですか。

A 答弁 上原一宏村長

先ほど第一航空が計画

これはかなり村民から苦情が出ていると思うんです。直近で言ったら来月4月5日、シーミー祭があります。そのときの運航状況は運休なんです。これは前もって分かれますよね。どうやって運航するのか、村から言ってもらわないと。この前も十六日というのがあって、その日はあつて、次の日は帰れない。卒業の日があつた。次の日ない。帰りの日までどうか考えてもらえないか。その辺どうでしょうか。

A 答弁 新城光則

総務課長

基本的には運航日について、月、火、水、土曜日ということになっています。この曜日を設定しているのは第一航空から大阪航空局のほうにも計画を出しているんですけれども、これを決定するの

か、第一航空とか、村とか、住民代理の方を交えた離島航空路協議会の中で決まっているところです。確かにフェリーのドックについては、令和8年度の日程が決まっているので、運休予定表のほうは今、送っているところでありますが、また旧暦行事については、月、火、水、土曜日以外に飛ばせるかどうかというのはちよつとまたこれは調整してまいりたいと思います。

Q 質問

これは調整してまいりますとか、何のために飛ばしているかという話です。

村民のためではないか。もちろん観光とかでもいいけれども、村民が乗りたいときに乗れなかったら一緒ではないか。意味がないのではないか。こういう行事ごとに飛んでなかったら。月、火、水、土曜日

いいです。飛ばすのは月に14回でしたか。毎月行事があるわけではないよね。と

りあえず、シーミー祭だけは飛ばしてほしいとか、そういう話合いができないのかという話です。直近で言ったら2月に渡嘉敷に行っている間、どうやって島に行くのか。飛行機もない、船もない。分かっている飛ばさない。そのときには出られるように運航してくれと言えないものか。その辺を伺いたい。年間行事でこの辺飛ばしてくれないか。これはお願いできないことなんですか。

A 答弁 新城光則

経済課長

この辺の調整は可能であると考えています。ただ飛行機の数か月に1回の点検とか、その辺が重なる場合はできないかもしれないですが、可能な限り協議してまいりたいと思います。

Q 質問

す。

離島がゆえに、船に乗るか、飛行機に乗るしか手段はないです。調整するとかではなくて、これはもうお願い事で、ぜひ村からお願いしたほうがいいと思います。ドックの日も決まって、年間行事も決まっているんだから、こういうシーミー祭がずれることはあります。ないよね。これはぜひお願いしたい。だって村民、村外、島外の人、村出身者もお盆とか帰ってきます。乗るものがなかったらどうやって帰ってくるんですか。これは令和8年度から少しずついいので、変えていきたい。今回第一航空の予算も出ているけれども、これだけ負担金を払っているんだから、これは言える



宮里 昂 議員

ところは言ってちょうだい。これは村民の足な
んだから、調整するとか
ではなくて、栗国村はこ
うしてほしいというの
は明確にして、これは4
月頃でいいのか、5月で
いいのか、ぜひ言ってい
ただきたい。お盆のとき
に3日間飛ばないとい
うことはあり得なくな
いですか。私はあり得な
いと思います。これは村
長ぜひ改善してください
。

A 答弁 上原一宏 村長

第一航空のほうに大分
補助金も出しているから
ちよつとごり押しするぐ
らいお願いしてまいりた
いと思います。

1. 新設、故障した街灯 の対応について。

2. ハブの捕獲後の処理 について。

① 令和7年12月末時点
で捕獲されたハブはどの
ような処理をされたのか。
② 今後、捕獲されたハブ
は貴重な観光資源として
商品化に活用することは
できないのか。

A 答弁 上原一宏 村長

まず1番目の質問でござ
います。島内に専門業
者が少ないことから早急
な改善が難しくなってお
ります。街灯の新設も同様
に、西、東、浜を含めて調
査し、必要がある場所には
設置を検討したいと思っ
ております。また街灯の修
繕が早急にできないため、
村民の皆様には夜間時、外
出するときにはハブもい
るものですから、電灯を持
ち歩くよう広報紙等でも
周知を図っていききたいと

は考えております。

次、2番の①でございま
すけれども、ハブが出たと
ころは住処としないよう、
周りの草刈りを行い、捕獲
機の設置を行っているところ
でございいます。

②でございますが、捕獲
して持ち込まれたハブに
ついては、持ち込まれたや
つや捕獲したやつについ
ては、計測後、処分場の焼
却炉にて焼却処分を行っ
ております。今後ハブを活
用した商品開発も検討し
ていききたいと考えており
ます。

Q 質問

捕獲したハブをそのま
ま焼却することよりも、ハ
ブ加工処理施設ですか、そ
ういう処理施設を造って
雇用の場を設けるとい
う新しい流れを村長は考
えられないでしょうか。

A 答弁 上原一宏 村長

確かにハブをそのまま

焼却するのももったいな
いとは思いますが、

村外の業者からの話だけ
ですけれども、ハブの処分
する、捨てているんだから
無償で譲ってくれないか
とか、あとこれを栄養剤と
かに加工したりとかでき
ないかという話があるも
のですから、それだったら
村でもできないかとは思
いますけれども、今後、利
活用できるか検討してい
きたいと考えています。



上江洲 智章 議員

1. 字西地区土地改良区 巢飼原について。

① 令和7年度の大雨時
に道路、農道への赤土流出
があったのか。

② 区画整理した圃場の
スパンで最大高低差は何

センチあるか

2. フェリーコンテナ置 き場、荷捌き場について。

雨降り時の水たまりは
改善できたのか。

A 答弁 上原一宏 村長

まず1の①で令和7年
11月11日の大雨の影響に
より、土砂の流出がありま
した。流出した箇所におい
ては、補修工事を済ませて
おります。

② 巢飼地区土地改良区
については、高低差が
1.5メートル、100
メートルのスパンで
1.5メートルだと思
います。

次、2の質問でございま
すが、県に要望し、溝を切
り込みで水路をちよつと
したのを造ったことで、若
干の改善はされています
が、まだまだ水はけが悪く
て、引き続き県のほうにも
水はけがいいように、今、
切り込みを入れている部



※質問・答弁は要約して掲載しています。

分を前に増やすように今、お願いしているところでもあります。またどれぐらい解消できるか、今後とも県のほうと調整していきま

Q 質問

流出があつたかと、11月の大雨があつたと。どうしてそういう質問の流れでいくかというと、大雨が降って、結局西地区のほう

させないための高低差をなくして、2番目に、どうしても高低差があるために赤土が流出し、土のほう

たつて耕せない。そうやってたら作物も植えられないので、今、畜産の牧草地が

高低差があるのですから、それを溢れて超えてきています。だからその高低

県との調整、今までどうしても流出していますので、畑の土が不足してしまつたら、栗国村はどうし

A 答弁 新城研太

経済課長

改良区の土砂流出防止の擁壁等の設置については、農道部に擁壁等を設けるには幅員も狭く、難し

が、地権者の同意も必要になります。地権者の同意の件は、沖縄県へ現状の内容を相談して、改善の補助金

Q 質問

この事業があるか、まず

入込みを入れて、改善を依頼したんですけども、まだ

A 答弁 上原一宏村長

前回、県の課長などが来

たときに水がたまっている場所のほうから荷捌き場の間を水が行くように、ちよつとした溝を3本ぐ

う感じの話はしています。



城間 成弘 議員

1・火災時の消防団員の対応について。

2・教育委員の任命について。

3・とび吉公金の紛失について。

4・沖縄離島活性化事業について。

5・ハブ対策として街灯設置について

Q 質問

1 点目の火災時の消防団員の対応について。

令和7年度12月定例会

で火災時の消防団員の対応について一般質問を行いました。消防団としての義務も遵守されず、住宅全焼という結果になりました。これでは村民の生命

財産を守ることはできません。団員数26名のうち村職員18名、村民団員数8名と答弁がありました。村民団員8名の方々の職業、費用弁償、退職金等について伺います。

A 答弁 上原一宏村長

城間議員から質問がありました。民間団員8名の職業を申し上げると、個人

が特定される懸念がありますので、回答は控えさせていただきます。

団員の報酬につきましては、年間3万6,500円です。

水・火災警戒、その他災害

につきましては、1回につき8,000円、訓練・

救急業務等は1回につき5,000円となっております。

退職金・報奨金につ

きましては、団員の最終的な役職や入団していた

期間で異なりますが、5年以上10年未満で20万円と

なっております。城間議員

は消防団員としての義務

も従事されず、住宅全焼と

いう結果になりましたと

述べていますが、火災発生

から10分程度で到着し、住

民の協力を得ながら消火

活動を行っておりますの

で、消防団としての義務は

遵守されていると考えて

おります。

Q 質問

村民登録の個人名は控

えるということ。職業に

も控えるんですか。職業に

ついては答弁をもらえない

ですか。

A 答弁 新城光則

総務課長

民間企業ですとか、農家

の方たちです。

Q 質問

総務課長の答弁で農家

の方々、民間企業というこ

とですけれども、私が聞き

取りした中にはほかの方

もいますけれども、それは

答弁できないんですか。議

員の方もおられると私は

11月20日現在、12月定例会

までには聞いております。

それは隠すんですか、それ

とも登録はされてなかつ

たということですか、それ

ははっきりしてください、

議員はその方はいなかつ

たということですか。

A 答弁 新城光則

総務課長

はい、議員もおります。

Q 質問

議員の方もおられたと。

その方々は消防団員の仕

事として、訓練なり、消火

訓練等にも参加したこと

はあるんですか。私の見た

限りでは、参加したことを

見たこともないですけれ

ども、それで消防団員とい

う登録をされているんで

すか、仕事をしない方を登

録するとはどういうこと

でしょうか。先ほど10分ほ

ほどで到着して全焼です

か。全焼に至っているん

です。消防団員の仕事の在

り方として、10分ほどで到

着しました。しかし、結果

的には全焼という結果に

なったんです。そういう矛

盾点。私は12月定例会にも

質問しましたけれども、訓

練もなされていない。そ

して消防自動車にも水も

しつかりと給水されてい

ない。そして消火栓、取水

弁もどこにあるかも分か

らない。到着はして、その

遅れがあつて、全焼という

結果になったんです。今の

答弁では、消防団は何も悪

くないと。団員には議員の

方もいるけれども、それも

隠すと。隠す理由は何で

か。そして先ほど報酬も5

年から10年未満では20万

円ですか、年額の報酬もあ



※質問・答弁は要約して掲載しています。

A 答弁 新城光則

総務課長

議員の方も訓練のほうも参加しております。別に隠す理由ではなくて、先ほど私、会社員とか、農家の方と申し上げましたけれども、その後また議員というのもあるので、特に隠しているというつもりではございません。

Q 質問

消防団員は訓練とか、消防出初式、火災予防広報救命講習指導等に義務づけられていますけれども、それに参加したこともない方々が大部分あります。それにもかかわらず報酬もしっかりとやられていると。そして団長、その方たちは退職報奨金もありますと、先ほど5年から10年未満が20万円ということですから、ほかの市町村とは金額が違いますけれども、大体15年から25年

未満でどれぐらいですか、それを把握しているんです。したら答弁してください。

A 答弁 新城光則

総務課長

基本的に消防団員の退職報酬というのは、沖縄県市町村総合事務組合の非常勤消防団員に対する退職金支給の規定に基づいていますので、ほかの市町村とも、この事務組合に加入している消防団は同じかと考えております。15年以上20年未満で申し上げますと、団長をされていた方でしたら45万9,000円、副団長でしたら42万9,000円、班長でしたら35万8,000円、団員でしたら33万4,000円となっております。

Q 質問

その後会議等もありましたか。どういう会議だったんでしょうか。

A 答弁 新城光則

総務課長

消防団員で会議を行ったという話は聞いております。今回この火災が発生したときについての情報共有でございます。

Q 質問

1点目の消防団員の中には議員の方もおられると。そして今現在も登録されているかということは、登録されているんですよね。その方たちは消防団員としての訓練等何も参加したことがないと。それでよろしいですか。それでおかつ報酬、費用弁償、退職金等はどううと。私が言っていることに間違いはないですか。そういうふうにしかなかったら、健康な方でしたら、どうぞ消防団と

して登録してくださいということ。登録して、仕事も何もせず、報酬ももらって、そして退職金ももらうと。そういうやり方でよろしいでしょうか。もう少しちゃんとした会議なりを持って、消防団員としての意識、そして村民の生命、財産を守るという意識を持った方々に、そういう団体になってほしいですけれども、ただ会議等をやりました。ただそれだけでは何も栗国村の消防団としての資格も何もないですよ。本来でしたらもう少しきちんと前向きに検討して、一度とそういうことがないような規律をしっかりと持って臨むべきだと私は考えています。それをしっかりとやってほしいです。退職金目当てでは困ります。

2点目に移ります。栗国村消防団員の条例第5条

には、任命権者は分限、降任、免職することができるとあります。消防団員として、適格性を欠いた団員はいたのか、いなかったのか伺います。

A 答弁 新城光則

総務課長

昨年11月の住宅火災で、栗国村消防団員の定員、任免、服務等に関する条例第5条の規定に基づく、消防団員としての適格性を欠いた団員はいません。あとすみません、先ほど1番目の質問で、私のほうは「議員の方も訓練に参加しています」と言いましたところ、城間議員は「参加していませんよ」とおっしゃっていました。訓練には参加しております。

Q 質問

2点目の質問の条例第5条に、適格性を欠いた団員はいたのかいなかったのかということで、いませ

んでしたということですが、第一消防団員としての先ほども述べましたが、訓練、出初式、消防の予防広報とか、救命の講習など、しっかりと年間を通して実施されていなくて、ということ、それだけで第5条にもそういう制限、降任、免職に当たると私は考えています。次に、同じ質問ですから3点目に移ります。

③第6条には懲戒処分ができるがありますが、該当する団員はいるのかいないのか。

A 答弁 新城光則

総務課長

昨年11月の住宅火災において、栗国村消防団員の定員、任免、服務等に関する条例第6条の規定に基づく懲戒処分を受ける団員はおりません。

Q 質問

はつきりとおりません

で、住宅全焼の結果になっ

ているんです。本来でし

たら、懲戒処分、勧告、訓

告なり、いろいろ処分の仕

方があると思います。反省

も何もなされていなくて

いうことですね、私から

見ると。住宅が火災したの

は、それはそのお家の方の

不祥事だと。私たち消防団

員は10分余りでは到着し

て、消火活動をやったんだ

から何も問題はないと。何

も責任はないと、そういう

言い方ですよ。私はそう

いう言い方で捉えて、発言

しているんですけれども。

そのとき消火栓の位置も

分からない。そして給水車

のタンクも半分ぐらいしか

入っていない。それは12

月の定例会でいろいろ理

由を述べていましたけれ

ども、しかし、わざわざま

た貯水池のほうに行つて、

わざわざ水を給水しに行

くと。そしてホースもつな

いだら穴が開いて、噴水状

態で何も消火活動に役に

立っていないかったと。それ

で何もございませんとい

うのは、あまりにも無責任

な発言だと思います。本来

でしたら、それは消防団員

として懲戒処分に当たる

ような行為なんです。注意

も何もしないんですか。そ

れが当たり前という認識

で消防団は見ているんで

すか。消防団は火災が起き

れば、消えてから水をかけ

るという考えですか。そう

ではないでしょう。原野火

災でも何でもそれは初め

に消火をするのが目的で、

消防団が出動するのでは

ないですか。そういう認識

のずれがあります。本来で

したら、一人一人懲戒処分

に当たるんですよ。なぜか

というと、出初式やら、そ

ういう消火訓練から何も

等々の訓練も行われてい

ないということで、団長を

はじめ、みんなそれは問わ

れるんです。しかし、何も

ありません。行政としての

答弁としてはあまりにも

無責任な答弁です。これで

村民を守れますか。村民の

財産守れますか。関係ない

みたいな答弁の仕方です

けれども、真剣に考えてい

ないという証拠です。他人

事だ。しかしながら、あ

なた方は行政の仕事をし

ているんです。村民を預か

る立場の役場なんです。そ

ういう認識をしっかりと

持つてもいいのではない

ですか。そうでなければ持

つべきなんです。それが私

には伝わってこないです。

次の質問に移ります。

④の令和8年度正月三

が日、何名の団員が居住

地、島に滞在していたのか。

A 答弁 新城光則

総務課長

正月三が日ですけれども、日によっても人数が異

なりますが、大体4名から6名村内に滞在しておりました。

Q 質問

4名から6名の方が村内には滞在していたということですが、ほかの方20名は団長に届け出をされているのでしょうか。

A 答弁 新城光則

総務課長

団長に届け出ではなくて、消防担当のほうで12月27日から1月4日まで、今回9連休あるということ、消防も救急搬送とかがあるものですから、そこで団員がいる日程のほうを皆さん聴取して、その中で人数のほうを配置して、いる人数を確認しております。

Q 質問

村条例第9条には、団員が10日以上居住地を離れる場合は、団長にあつては



※質問・答弁は要約して掲載しています。

村長に、その他の者にあつては団長に届けなければいけないと条例でうたわれていますけれども、それはしつかりなされていたということですか。ただし、特別の事情がない限り、団員の半数以上の者が同時に居住地を離れることはできないと。半数以上離れていますよね。そういう条例ではうたわれているにもかかわらず、要するに4名から6名ぐらいは残っていると。いうことは、条例に反しているのではないですか。それも踏まえ、先ほどの懲戒処分にも当たるといふ行為なんです。一人一人団長に届出した方はおりますか。そして団長が受理して、あまりにもそういう規則、規律がなされていないということで、今、質問しているんですけれども、ただ答弁だけでは駄目です。そういうのもしつかりとなされているんですか、条例にもうたわれていますので、しつかりとそういう手続もされて、受理されているんですか。

A 答弁 新城光則

総務課長

団員が10日以上居住地を離れる場合はということなんですけれども、今年年末年始が9日間でしたので、これはちよつと適用しないかと考えています。10日以上、特別の事情がない限り、団員の半数が10日も居住地を離れることはできないということ、9日間になつておりますので、その辺はこちらは対象外と思つております。あと、まず私のほうから消防吏員と消防団員の違いについてちよつとご説明させていただきます。消防吏員、沖繩本島などにいる消防署の職員とかですが、そ

ういった方は地方自治体に雇用されている職員であり、消防署に所属し、専門的な訓練を受けた職業消防士です。彼らは火災の消火活動や救済活動、災害時の対応など、日常的に消防業務に従事し、常に出勤可能な状態にあります。一方、消防団員は、地域住民から構成されるボランティア組織であり、地域の防災活動を担う重要な役割を果たしています。消防団員は日常的には本業を持ちながら、地域防災訓練や火災発生時の初期消火に参加しますという形で、地域の特性やニーズに応じた活動を行つて、地域住民の安全と安心を守っているという形でやっています。そういうところでございます。島に

いう形になりますけれども、そういった部分で救急とか、消防業務に携わっているということだけは、消防吏員と消防団員の違いがあることはお分かりいただければと思います。

Q 質問

確かに本島と比べて栗国村の消防団員というのは、そういうしつかりとした消防団員としての訓練は受けていないかもしれないけれども、しかし、栗国村の村民を守るため、生命、財産を守るための消防団員ですよ。その意識は持っているんですよ。持たないと駄目ですよ。か。持たないと駄目ですよ。ね。那覇と組織が違うからという考え方で消防団員としてやっているんです。たら、ちよつと意識が違ふと思いますけれども、目的も。そこで村長の令和8年度の施政方針の中でも地

域防災力の充実強化というところで述べられておりますけれども、村民一人一人の防災意識を高めるとともに、消防用設備、資機材充実に向けた補助事業の活用や、地域防災組織の結成などということで、地域防災力の充実強化に取り組んでいきたいということなんですけれども、地域防災組織の結成ということなんですけれども、12月20日の住宅火災の対応の仕方では、今の消防団員ではただ形だけであつて、何もそういう消火活動もできないような意識、状況、判断、いろいろな言葉はあると思いますけれども、地域防災組織を結成するというところでございますけれども、結成するんでしょうか。

A 答弁 上原一宏村長

消防団員はボランティアではありますが、消防団員の皆さんは責任を持つ

て頑張っております。しかし、消防団員も人数が限られて、初期消火の場合、消防団員が行く前に地域住民の方々が、地域で自ら立ち上げて、初期消火に当たるという考えで、区長を中心にしてできないかということ、今、総務課長とどういった制度設計ができるか考えているところでございます。

Q 質問

消防団員の件について質問したんですけれども、今回住宅火災という、あつてはならない結果になったんです。消防団の遅れがいろいろ原因があります。そこで会議等もしっかり開いて、今後、消防団員としての活動の在り方、最低限の訓練、消防団員みんな周知徹底してほしいと思います。そしてそういう機具の取扱い方、消火栓の位置、いろいろあると思

ますけれども、消防団員はそれだけは把握してほしいです。そして村民に教えるぐらいの立場になってほしいです。しっかりと会議を開いて、消防団員としての在り方、報酬等が目的ではなくて、本当に栗国村を防火、火災から守るという認識を持って活動してほしいと思う。

次に、教育委員の任命について伺います。

①令和7年度広報あぐに12月号教育委員任命10月1日に2名の方が教育委員として任命書が交付されております。9月定例会では3名提案され討論の結果多数決で議決されました。討論の反対理由として教育行政法第4条や法令順守ではないとの理由でした。しかし2名しか任命されておりません。議会の議決権に対しての見解と任命されなかった理

由について。

A 答弁 上原一宏村長

3名の方々を9月定例会で承認していただきました。1名の方が議会承認以後、任命する以前に辞退されました。議会の議決権に付きましては重く受け止めております。今回承認いただいた議員の皆様には申し訳なく思っております。

1人の方は任命されなかった理由は一身上の都合ということとです。

Q 質問

一身上の都合ということとはいろいろあると思いますけれども、議会に提案する前に、そういう調査というんですか、そういう聞き取り、それはできなかったんでしょうか。日にちがあつて初めて議会に提案して、そこで討論までも、一身上の都合という

ことだけでできなかったと。村長は議決権に対しては重く受け止める。どれぐらい重く受け止めているんですか。議決権とは、今申し上げますけれども、議会の持つ権限の中で最も本質的、基本的なものであり、議会の存在、目的から第一に上げられる権限であるとうたわれております。それを踏まえての村長の見解を伺っているんですけれども、重く受け止める。どれぐらい、どう重く受け止めたのか、もう一度答弁を求めます。

A 答弁 上原一宏村長

大変重く受け止めております。承認いただいた議員の皆様には本当にご迷惑をおかけしました。

Q 質問

議決権というのは、議会議員としての一番に挙げられる権限なんです。それを皆さんみんなで討論

して、その結果が議決されて、それを村長が今回の場合、任命しなかったと。重く受け止めるとは、どれぐらいの重さなのか、どういう考えをもってやっているのかということで、今、質問しているんです。議会の議決権というのは、尊重してもらいたいです。

次に、2点目を質問します。②12月議会定例会で教育長も多数決で任命されました。令和7年度教育委員会の主要施策の成果と委員会の会議等内容につ

A 答弁 新城常子

教育長

令和7年度施政方針に報告はしていましたが、幼稚園の保育料、それから学校給食費の無償化、英検などの各種検定料の無償化や、あにー塾を開催し、子育て世帯の負担軽減を図っております。また学校



※質問・答弁は要約して掲載しています。

のデジタル化を推進し、教職員の業務改善を図っております。スポーツ活動の支援といたしまして、児童生徒のスポーツ活動の交通費、それから宿泊費を補助しております。さらに海外ホームステイ事業、またなか留学を充実させ、異文化交流を推進し、グローバル教育を強化しております。それが成果だと思っております。

それから教育委員会会議の内容につきましては、4月から2月までの期間において、月1回程度、教育委員会及び学校に関する行政報告や規則の審議などを議題としております。議会への報告については、新年度の早い段階で報告できるように進めてまいりたいと思っています。

Q 質問

教育長も代わりまして、教育長は教育行政のトップ

プでありますので、施策なり、成果、報告なりをしっかりとやっていただきたいと思っています。なぜかといいますと、地方教育行政法の第26条ですか、教育委員会が毎年自分たちの仕事をチェックして、議会と住民に報告する義務を定めた条文であるということですが、質問もいたしております。それにのつとつて、教育に関する事務、そして管理執行状況、そしてまた議会に提出して公表するというところで、しっかりと説明責任を果たしてほしいと思います。それでは次の質問に移ります。

3点目のとび吉公金の紛失についてであります。

令和7年度7月24日（木曜日）つり銭金額5万円のうち2万円が紛失し7月25日（金曜日）経済課長と関係職員とミーティング、そして聞き取りや今後

の対応について話合い7月28日（月曜日）栗国駐在所の盗難被害届を提出し受理されておりますが、行政としての対応について伺います。

A 答弁 上原一宏村長

公金の紛失に関してですが、栗国駐在所に被害届を提出し受理されておりますが、那覇警察署においては、まだ捜査中とのことでございます。村としては、捜査結果待ちとなっておりますので、捜査結果が出次第、対応、検討していきたいと考えております。

Q 質問

栗国村行政として考えていないのかということ

で質問しているんです、紛失金2万円、一般財源から補填されていますが、行政の対応として、地方自治法第243条の2の8の第3項に基づき、職員の賠償請求を行う予定はありますか。

すか。

A 答弁 上原一宏村長

現在捜査中で、捜査結果、従業員が取ったということであれば、請求いたします。

Q 質問

私、地方自治法第243条の2の8の第3項に基づきということですが、質問しているんです、その中には監査委員に対して賠償責任の有無があるかないか、そして賠償額の決定とか、そういう監査請求を行って、そして決定に基づいて賠償請求を行うということが法令にあるのですが、それも実施しないということですか。それでは提案いたします。それもやらなければ、担当職員、そして取扱人、そしてとび吉で働いている職員の方3名、5名の方で2万円、要するに賠償請求したらどうでしょうか、そうしたら1

人4,000円ずつですか、それで初めて補填という形になるんです。何も結果も分からず、ただ一般財源から村の財政から補填すること自体、ちよつとか

け離れています。それを賠償責任を請求して、それで補填するのでしたら行政的な流れとして理解できるんですけれども、そのまの状況では駄目だと思います。行政は行政としての対応策、いろいろあると思います。法的なことも述べましたけれども、その点はどうでしょうか。

A 答弁 上原一宏村長

確かに監査委員からの請求責任があれば請求しないといけないということになっておりますので、そういう請求があれば、監査委員からの請求賠償ではなかったかと思うんですけれども、検討していきたいと考えております。

Q 質問

私、資料としてほかの市町村のものを持っているんですけども、そこは金額は違うんですか、職員の賠償請求として、先ほど述べました地方自治法第243条の2の8第3項に基づき、職員の賠償請求を行うこととし、監査委員に対して賠償責任の有無及び賠償額の決定に対する監査の請求を行いました。今後監査委員の決定に基づき、職員に対して賠償請求を行う予定ですというところ、それは結果的にやられているんです、そこで再発防止策、栗国村として今後そういう公金の紛失がないような防止策というのはいつかりと対策はなされているんでしょうか。

A 答弁 新城光則

総務課長

9月まで経済課長を

Q 質問

やっていたので、そのとき私、担当課長だったので申し上げますが、とび吉内で今回の事件が発生した後に、私レジのほうにテレビカメラのほうを設置して、それで対策をしております。

つり銭規程も令和5年度でしたか、会計課長のほうから指導をいただいたんですけれども、つり銭規程もあるんですしたら、それ

A 答弁 上原一宏村長

捜査結果にもよります

けれども、監査に法的な手

続で対応できる部分は対応していきたいと考えております。

Q 質問

しっかりとこういうことが起こらないような、公金に対する考え方をしっかりと認識を持つて対応してください。次に4点目に、沖縄離島活性化事業について。

①令和7年度9月定例会で進学準備支援補助事業、交通費負担軽減事業、読書環境構築支援事業予算計上されましたが、令和7年度4月1日付けで予算化できなかったのか。

A 答弁 上原一宏村長

予算計上が4月に間に合わなかった理由につきましては、新しい事業で、説明会が7月頃にあつて、それから補正予算で議会に提案した計上となっております。当初から把握、当初予算で計上できな

Q 質問

かった、すみません、7月1日の説明会での事業だったものですから9月の補正となっております。

Q 質問

この事業は沖縄離島活性化推進事業、PFOAで補助金交付要綱で改正が令和7年度3月25日付でやられております。ほかの市町村は4月1日でやられている市町村もあります。それがなぜ遅れたのかというのを今、村長の答弁では4月以降であったというところですけれども、ほかの市町村は4月1日か

らやられております。13町村ありますけれども、その資料を持っているんですけれども、要するに6村、それを述べます。伊江村、渡嘉敷村、座間味村、栗国村、渡名喜村、南大東村、北大東村、伊平屋村、伊是名村、久米島町、多良間村、竹富町、与那国町と13町村

であります。改正されたのが令和7年3月25日であります。先ほど村長は4月以降になったということですけれども、それは9月に教育委員会は計上されておりました。そういうのは早め早めに計上してほしいと思います。

同じ質問で②の健康維持支援事業、人材確保支援事業、相談体制整備支援事業、それも令和7年4月1日付で予算化できなかったのか、その理由について。

A 答弁 上原一宏村長

この事業も教育委員会の今の事業と同じメニューの中に入っている事業で、確かに3月25日の年度末に変わったかもしれませんが、説明会とか、情報収集がちょっと遅れて、9月補正で、当初で上げている市町村もあるかもしれませんが、補正で上げている市町村も栗



※質問・答弁は要約して掲載しています。

国村同様あります。

Q 質問

そういうのはぜひ早め早めに情報をキャッチして、そして連携を取って、そこにも市町村あるんですから、栗国村もほかの市町村に負けないような、そういう補助金があるんですしたら早めに申請をして、県に手続申請等いろいろあるんですけども、それを早めにやってほしいです。本来でしたら民生課の事業も去年に計上できたと思いますけれども、今年度から遅れてやっているんですけれども、1年遅れですね、本来でしたら、子供たちのことを思うんですしたら、そういう事業があるんですしたら早めに、要するに先決事項というんですか、何を早くするべきかというの、それを踏まえて、補助事業でしたら早め早めに予算化をして議

会に計上してもらえばよかったと思います。もう少し、そういう事業でしたら子供たちのため、地域住民のためでしたら、そういうのは早め早めに予算計上してやってほしいと思います。次に移ります。

5点目のハブ対策として、街灯設置についてであります。浜区長から街灯が切れている箇所、新規街灯の設置、街灯近くの枝打ち依頼が村に要請されております。集落内でもハブの捕獲があり、村民が安心安全に暮らせるよう早急に西、東、浜の街灯設置箇所を調査して実施してもらいたい。

A 答弁 山城義之

副村長

浜区長から要請を村のほうで受けており、街灯が切れている箇所などの修繕については、字西、字東

も調査して修繕したいと思っております。街灯の新設は同様に字西、字東も含めて、必要性がある箇所に設置したいと思っております。また宮里議員の回答と村長の回答が重なりますけれども、なるべく村民にも夜間時には外出する際は懐中電灯を持参して歩いてほしいと思っております。あと広報等でもこういった夜間外出の場合は工具の確保もお願いしたいと思っております。また木の枝打ちについては、民生課が行っている環境美化の事業がありま

Q 質問

私も資料を持っています、街灯の電気が切れている箇所でしたら対応がすぐできるのではないのでしょうか。浜地区では切れている箇所は4か所です。4か所でしたら電氣を取りつけるぐらいの、それはすぐできるのではないのでしょうか。あとは設置は少し予算が絡みますので、それはすぐはできないと思います、先ほど街灯の、木の伐採は補助事業としてやってくださいということですので、その点ちよつと難しい場所でしたら村のほうに相談に來ると思いますので、そのときに対応してもらいたいと思います。まず街灯が切れている箇所は、浜は4か所なんですけれども、それは対応できますか。

A 答弁 山城義之

副村長

電灯が私が届く範囲で

したら私がしますけれども、高所なものですから、高所作業車が必要で、それはまたこの作業車も免許が必要なんです。ですからはしごをかけて、また落ちたら二次災害が出ますので、私たちもすぐにはできなくて、業者のほうにどうしても頼まないといけないということになりますので、那覇から呼んで、呼ぶ場合はまた4か所だけするよりは、まとめてやったほうが安く済むというのがありますので、直ちにできませんので、ご了承ください。

Q 質問

前は委託してありましたよね。予算化して、行政から電力のほうに要請できないのか。

A 答弁 新城光則

総務課長

高所作業車で電氣の取替えというのが沖繩電力

のほうでできるのであればお願いしたいと思いますが、もちろん電球については、消耗で切れているものとか、別の要因があったりするということも想定されますので、その辺もちょっと調べないといけないのかというのがありますが、もし可能であれば、栗国電業所ですか、その方にちょっとお願いしたいと思います。委託料とか、その辺は生じると思いますけれども、それはまた改めて予算でご相談させていただきます。

Q 質問

ハブ駆除としての駆除の予算化はで街灯を設置する、その点検討してもらえないですか。

A 答弁 新城光則

総務課長

ハブ駆除と街灯というのは、今回ハブ駆除は一括交付金事業で計上してい

ますが、これと街灯というのはちょっと国への説明が難しいかと思っております。ほかの補助事業でもしできそうな事業があれば、それについては検討してまいりたいと思います。

Q 質問

地域住民の生活の安全

基盤を守るために、そういうハブはハブ駆除でよろしいですけれども、街灯等とか、いろいろなことで対策ができるんでしたら、ぜひ前向きに検討して予算化してください。いろいろ質問してきましたけれども、消防団については消防団としての意識を持つということですね。あとはとび吉の件に関しては、行政としての対応をしっかり監査請求なりして、要するに賠償責任を負わすと。それぐらい意識を持たないと駄目だと思います。そしてハブ対策を兼ねて、街灯

の設置をすることでハブ対策ができるんでしたら、それも前向きに検討してみてください。

令和8年 第4回 栗国村議会 定例会 議決結果賛否一覧表(3月)

会期: 令和8年3月9日～12日

	議案	件名 *議案の概要	結果日付	結果	小橋川 聡	照喜名 英雄	赤嶺 真知子	城間 成弘	宮里昂	上江洲 智章	与那城 義幸
1	議案第1号	栗国村乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について	3月9日	可決	○	○	○	○	○	○	議長
2	議案第2号	栗国村廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例について	3月9日	可決	○	○	○	○	○	○	
3	議案第3号	令和7年度栗国村一般会計補正予算(第5号)について	3月9日	可決	○	○	○	○	○	○	
4	議案第4号	令和7年度栗国村国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について	3月10日	可決	○	○	○	○	○	○	
5	議案第5号	令和7年度栗国村航路事業会計補正予算(第3号)について	3月10日	可決	○	○	○	○	○	○	
6	議案第6号	令和7年度栗国村簡易水道事業会計補正予算(第2号)について	3月10日	可決	○	○	○	○	○	○	
7	議案第7号	令和7年度栗国村農業集落排水事業会計補正予算(第2号)について	3月10日	可決	○	○	○	○	○	○	
8	議案第8号	令和7年度栗国村後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)について	3月10日	可決	○	○	○	○	○	○	
9	議案第9号	令和7年度栗国村歯科診療事業特別会計補正予算(第3号)について	3月10日	可決	○	○	○	○	○	○	
10	議案第20号	国家賠償法第1条第2項に基づく損害請求事件の和解等について	3月10日	可決	○	○	○	○	○	○	
11	議案第10号	令和8年度栗国村一般会計予算について	3月11日	可決	○	○	○	○	○	○	
12	議案第11号	令和8年度栗国村国民健康保険特別会計予算について	3月11日	可決	○	○	○	○	○	○	
13	議案第12号	令和8年度栗国村航路事業会計予算について	3月11日	可決	○	○	○	○	○	○	
14	議案第13号	令和8年度栗国村簡易水道事業会計予算について	3月11日	可決	○	○	○	○	○	○	
15	議案第14号	令和8年度栗国村農業集落排水事業会計予算について	3月11日	可決	○	○	○	○	○	○	
16	議案第15号	令和8年度栗国村村民牧場事業特別会計予算について	3月11日	可決	○	○	○	○	○	○	
17	議案第16号	令和8年度栗国村後期高齢者医療特別会計予算について	3月12日	可決	○	○	○	○	○	○	
18	議案第17号	令和8年度栗国村歯科診療事業特別会計予算について	3月12日	可決	○	○	○	○	○	○	
19	議案第18号	栗国村過疎地域持続的発展計画(令和8年度～12年度)の策定について	3月12日	可決	○	○	○	○	○	○	
20	議案第19号	沖縄県消防通信指令施設運営協議会規約の変更について	3月12日	可決	○	○	○	○	○	○	
21	承認第1号	専決処分の承認について	3月12日	承認	○	○	○	○	○	○	
22	発議第1号	栗国村議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例について	3月12日	否決	○	○	○	○	○	○	
23		議員派遣の件について	3月12日	可決	○	○	○	○	○	○	

議案賛成者は「○」、反対者は「×」とします。退席者は「退」、欠席者は「欠」、除斥者は「除」、無記名投票は「投」とします。
*議長は採決に加わりません。(可否同数の場合を除く)

議会の動き

3月	9日	令和8年第1回栗国村議会定例会
	8日	栗国小中学校入学式(議長、議員)
	9日	栗国幼稚園入園式(議長)
4月	16日	令和8年度歓迎会(議長、議員)
	28日	令和8年度沖縄振興拡大会議(議長)
		南部離島町村長議長連絡協議会(議長)
5月	12日	沖縄県離島1町6村議会運営協議会(議員)
	20日	令和8年度管内離島行政視察研修及び臨時総会(議長)
	26日	令和8年度町村議会議長・副議長研修会(議長)